

第5回定例議会

条例の制定

◆日野町副町長の定数を定める条例の制定について

平成18年第5回定例議会は、12月7日から21日までの15日間にわたり開会され、町長より提案のあった26議案について審査が行なわれた結果、23議案は原案どおり可決、2議案は否決、1議案は継続審査となりました。

また、閉会中に審査されました平成17年度決算にかかる12議案は、原案どおり認定されました。主な内容は次のとおりです。

委員の選任

◆人権擁護委員の候補者の推薦について

藤川信子氏の辞任に伴い、麻原克司氏（鳥居平）を適任と認め、法務大臣に推薦するものです。任期は3年です。

◆日野町奥台財産区管理会委員の選任について

当管理会委員の任期（4年）が、12月20日で満了するため、次の7名が選任されました。

外山 章（奥師）
八木 健次（奥師）

日野清掃センターの施設更新に伴う事務所の位置および地方自治法の改正に伴い、助役に代えて副市町長を置くなどのため、規約の変更を行なうものです。

◆八日市衛生プラント組合および布引斎苑組合ならびに東近江行政組合規約の変更について

地方自治法の改正に伴い、助役に代えて副市町長を置くなどのため、規約の変更を行なうものです。

◆日野町大小池財産区管理会委員の選任について

当管理会委員の任期（4年）が、12月20日で満了するため、

次の4名が選任されました。
堀江芳三郎（杣）
齋藤 清治（小野）
園城 勲（中之郷）
西口長三郎（佐久良）

規約の変更

◆中部清掃組合規約の変更について

日野清掃センターの施設更

新に伴う事務所の位置および地方自治法の改正に伴い、助役に代えて副市町長を置くなどのため、規約の変更を行なうものです。

◆八日市衛生プラント組合および布引斎苑組合ならびに東近江行政組合規約の変更について

地方自治法の改正に伴い、助役に代えて副市町長を置くなどのため、規約の変更を行なうものです。

◆日野町副町長の定数を定める条例の制定について

既存基金の有効利用を図り、今後に必要な公共施設の整備、改修に充てるため、教育施設整備資金積立基金および町営住宅建設整備基金を廃止統合し、公共施設整備基金を設置するため条例を制定するものです。（否決）

◆地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法の改正により、助役に代えて副町長を、また収入役を廃止して会計管理者を置くなどのため改正を行なうものです。

時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◆特別職の職員の給与等に関する条例および日野町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の制定について

町の非常勤特別職のうち報酬を日額で受ける委員等で、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会および障害程度区分等審査会の各委員を除く委員で、3時間以内の勤務時間の場合、報酬を日額の半額とするなどの改正を行うものです。（否決）

◆国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

財政調整基金条例ほか12基金条例について、処分規定等の明文化などのための改正を行なうものです。（否決）

◆特別職の職員の給与等に関する条例および日野町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の制定について

現行の保険税率では、国民健康保険の医療費等に要する費用に充てる財源確保が困難となり、事業運営が出来なくなるため、保険税率の改正を行なうものです。（継続審査）

◆消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準の一部改正により、関係条文の改正を行なうものです。

◆農業経営基盤強化促進対策基金条例を廃止する条例の制定について

非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準の一部改正により、関係条文の改正を行なうものです。

◆日野町農業協同組合会併定について

日野町農業協同組合会併定に受けた寄付金を財源に、農

勤距離が片道2キロメートル未満の者に対する通勤手当の廃止、扶養手当の3人目以降の子等の支給月額を1千円引き上げ、6千円とするため改正を行なうものです。

◆日野町財政調整基金条例等の一部を改正する条例の制定について

4

